

性の問題とは別個に、付して修理の上返還する（ロロロ指
令）。

請求権の放棄

（イ）戦争に起因する一切の対連合國請求権（軍事行動に因るも
の、捕虜待遇に因るもの、交戦権行使に因るもの、捕虜條
約に基くもの、（イ）を放棄する。

右の請求権の關係する期間としては、原則として支那事
變開始期とし（イタリヤの場合は、一九三九、九、一號波
戰開始期）、場合に依り南洲事變までさかのぼることにな
るかも知れない（イタリヤ平和條約第七十六條一項）。

（ロ）日本と新交した連合國に対する請求権も放棄せられる（
イタリヤ平和條約第七十六條三項）。

（ハ）独逸、伊太利ヤに対する請求権を放棄せられる（イタリヤ
平和條約第七十七條四項）。

出占領費

（イ）出占領の費用は、平和條約の前後を問わず、又、日本國內
に於て是を要するに、出占領の本國に於て要するとを問わ
ず、（ロ）とくに出占領地救済費は（原則として一切日本政府が
負担することとする）を差前がられよう。（対日基本政策、
イタリヤ平和條約第七十六條四項、ライン地域軍事占領に
関する條約第六條、ウ條約第一四九條、カンペラ會議決議、
阿波丸協定附屬了解事項）。

但し、賠償に依り免責される項目に含ませられる可能性
も絶無でなく（一九四六年パリ賠償協定）又、平和條約後

個別的協定で、実質上俾引をいし差引かれる可能性も絶無ではなし。一九四七年八月米伊協定、朝鮮その他日本から分離すべき地域の占領費も日本の負担となる可能性が絶無ではなし。

六 経済上の諸制限（非軍事化の項に挙げられなかつたもの）

（一）産業の水準及び性格

賠償撤去後の日本産業の規模及び性格に關し、平和的需要に限定するための制限に服せられる可能性がある（ボ宣言

第十一項、対日基本政策）。

一九四七年八月十四の遠東委員会指令は日本の産業施設を一次的軍需工業施設（武器、彈藥、艦艇、航空機その他の設備、修理、補修、貯蔵に主として當つていた工場施設）、二次的軍需工業施設（もっぱら一次的軍需工業の製品に使用さ

るべく特に設計された部分品、附属品、器具の製造、修理、補修に従事している工場施設）及び特定軍需補助産業部門の施設（鉄鋼業非鉄金属工業、軽金属工業、金属加工機械工業、ペーリング工業、化学工業、鉄道施設、機関車製造、電力施設、鋳鉄船製造修理、百トン以上の船舶、精油、人造石油、貯油、重電氣機製造等の各施設）に分け、設備用設備完成品の生産に使用されるすべての専用工業機械設備は破壊し、また、一次的軍需工業にある他の機械設備ならびに二次的軍需産業及び軍需補助産業の工業設備で平時における日本経済の需要をこえるものは賠償に充てられるべきことを定めてい

る。そして右の破壊撤去後の、鉄鋼、軽金属、金属加工機械、造船、石油精製及び貯蔵、人造ゴム、人造石油等の生産能力の水準は、これら各部門で一九四九年十月まで認められる最高限とすることを定めてい

についで極東委員会が今後何らかの決定に至る可能性は少く、
 米國は右の最高限を定められた諸産業の水準を一九四九年
 十月一日以降無制限とすべきことを主張しているが、英、泰、
 中、比等の反対もあり、平和條約後も若干の制限が課せられ
 ることとなる可能性がある（一九四九、五、一二、マンコイ
 声明及び各國の反響）。特定軍需補助産業以外の産業につき
 ても制限を課する主張もあるが、（例えば英國紡績業者筋で
 は日本の紡績産物の制限を主張している）実現はすまい。（
 駐米ソ連大使パニツキンの日本の平和産業自由放任論も、
 軍需産業の定義については、右一九四七年九月の定義を採用
 し、右三種類とも含ませることとし、右以外のもののみを平
 和産業として自由発展を許すべきものと主張しているから）
 本年十一月四日極東委員会）、ソ連案には實質的な意味はな
 50

海運

海運に關し船隻量、船型、速力、航路等を制限される可能
 性もありうる。
 ジ・インスタン報告の四〇〇万吨論に対しては米國の海運界
 にも反対があるのみならず、中國には船隻保有量八〇万吨、
 一隻三〇〇〇噸、速力九ノット、航路は沿岸内海に限るべし
 との論があり（賠償委員会）、カンパネア会議でも航路は、日
 本沿海に限るべしとの決議があつた。従來の米國の、日本に
 相當の商船隊（船隻三〇〇万吨、一隻五〇〇〇噸、速力一五
 ノット）を認めよとの議論、及び極東委員会の總噸數三〇〇
 万吨案等も相當チエックされる公算がある（なほボーレー案
 では船隻一五〇万吨、一隻五〇〇〇噸、速力一二ノット、航
 路は、遠東地域に限つてゐた）。

民間航空

（少くとも監視期間中は民間航空の運営を禁止する。又、グ
ライダの使用も禁せられる。）（対日基本政策、カンベ
会議決議）

日本國內の民間航空のためには、米國は、國際航空に従
事する外國航空会社に同時に行わせる案らしいが（大統領
議會報告一九四二年）、他の極東委員會議議には、別
箇の國際的航空会社をつくるアイデアがあるようであ
る。

（）連合國の航空機は、日本領空を航行し、その領域に着陸す
る完全なる自由を有する（ソ條約第三一三條）。
（）飛行場その他附屬設備の運営、國內航空監督に関する行政
権も、日本に認められな可能性が絶無ではなし（カンベ
ラ會議議事）

（）遠洋漁業及び捕鯨業

遠洋漁業の漁区なしし遠洋捕鯨出漁を制限される可能性も
ある（米國太平洋岸漁業者會議勸告一九四二年ノールエー外
相言明一九四二年等）。

（）海外企業

海外における資源の支配に類する事業を禁止、なしし制限
される可能性がある（ボ宣言第十一項、対日基本政策）。
しかし海外における事業経営が全然認められなくなるもの
でないことは、アングウル島における海嶽採掘許可によつて
も推察し得る。もつとも日米が右の許可を與えたことにつ
いて米洲側では反対を表明したことがある。

（）労働條件及び社会保護

労働條件、社会保護制度の實際的水準を維持することを要
求され、又、労働者の團結権を保障し、労働組合活動の發展
を援助する條項を設けられる可能性もありうる（対日基本政

戦争中に経過した場合は、條約実施後一定期間内に、これらの手續を完成できるように措置しなければならぬ。

以上(一)(二)(三)の三項いずれもイタリア平和條約第十六附屬書

六 一般経済關係

通商關係

日本は連合國と通商條約が結ばれるまで一定の期間を限り連合國に対し、一方的に又は相互主義の下に、左の待遇を與える(伊露和條約第八十二條においては、相互主義の下に左の待遇を與えることになつてゐる)(ウ露條約第二六七條)。(1)輸出入に關する關稅課金その他の專項につき、無條件最惠國待遇及び無差別扱(2)日本國內における連合國人の商工業その他の経済活動につき内國民及び最惠國待遇

但し右はいずれも戰前日本が締結してゐた通商條約に適用含まれてゐた例外に従ふ。

(イタリア平和條約第八十二條)。

以上

対日平和條約想定大綱

昭和二十五年九月

條約の限りの作業。外にすぎず

解除
第7回公開

極秘

1/8

昭和二十五年九月

対日平和條約想定大綱

條約の形は作業。外にたえず。

総説

第二次世界大戦後今日までに締結された各平和條約では、その規定を領土、政治、戦争犯罪人、海軍、陸軍及び空軍、同盟国軍隊の撤退、戦争から生じた請求権、財産権利及び利益、一般経済関係、紛争の解決、各種の経済規定及び最終條項等の事項に分類して規定する方式がとられている（イタリア、ブルガリア、ハンガリア、ルーマニア、フィンランド各平和條約）。これらの平和條約では過去の事態を新に処理することが大きな眼目であつたのに反して、日本の場合には、事実上これらの処理が殆んど完了しているため来るべき平和條約は、戦争状態を終了させ、日本の独立を回復させることを主な目的とするものとなり、従つてその規定は簡單なものとなると思われる。将来締結されるべき対日平和條約においても規定の構成はおそらくこの方式をとるであろう。各編の区分もおおむねイタリア條約の例によるものと思われる。

一 前 文

(1) 戦争状態の終止を宣言すること及びそのために平和條約を締結すること、前文に掲げられるであろう。

(2) 日本との戦争状態の終了を宣言する国家は、もちろん、平和條約の締結国である。これ以外の連合国は、対日平和條約に加入するという形で戦争状態を終了することになる(イタリア平和條約八十八條)。

(3) 前文では、その外、次のことが掲げられるであろう。(イタリア平和條約前文)

(1) 日本がドイツ及びイタリアと同盟して侵略戦争をはじめ、その責任を分担していること。

(2) 日本が無條件降服し、降伏文書に署名したこと。

(3) 日本がポツダム宣言を受諾し、且つその内容を忠実に履行したことに ついて、何らかの規定が設けられる可能性が多い。

二 領土條項

(二) 国籍

領土の割譲がある場合には、その住民は当然に新領有国の国籍を取得する。しかし、人権尊重の原則から一定期間内に原国籍を選択することを認め、原国籍を選択した者には所定の期間に退去させる（退去を義務とするものと任意とするものがある）慣行がある。日本の場合には、終戦後わが在外邦人はすべて新境界の内に移されたから、信託統治とせられる地域を除いては国籍の問題は起らない。但し、今なお少数の邦人が割譲地域に留用などの名目で残留しているため、これらの者について退去の自由と促進とを考慮してもらふ必要がある。

在日朝鮮人は、朝鮮の独立回復にともない第三国に在留する朝鮮人とともに、当然朝鮮の国籍を回復するものとされよう（アルザス・ローレン型）。

在日台湾人については、台湾の帰属の決定とともに同様の取扱をうけよう。

ただ沖繩、小笠原諸島及び硫黄島が信託統治とされる場合（一九四五〇、九、二四、華府発A P）には、これら地域の在住者及びこれら地域外にあるこれら地域出身者のステータスについて問題がある。

(三) 経済事項

領域の割譲にともなつて、経済上の相続問題がある。財産の相続と負債の相続とにわけて考えられる。

財産の相続については、割譲地にある国有及び公有の財産は無償で相続される。その他の私有財産は、賠償の名義で処分されよ